

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	窪田 好恵 (くぼた よしえ)
○学位の種類	博士 (学術)
○授与番号	甲 第1208号
○授与年月日	2017年9月25日
○学位授与の要件	本学学位規程第18条第1項 学位規則第4条第1項
○学位論文の題名	重症心身障害児者施設の歴史的背景と看護のありよう —くらしの中で福祉職と協働する看護の再定義—
○審査委員	(主査) 立岩 真也 (立命館大学大学院先端総合学術研究科教授) 岸 政彦 (立命館大学大学院先端総合学術研究科教授) 松原 洋子 (立命館大学大学院先端総合学術研究科教授) 杉本 健郎 (元関西医科大学助教授)

<論文の内容の要旨>

構成は以下。序章、第1章「重症心身障害児者（重症児者）施設の歴史的背景」、第2章「重症児者に関する法と親の運動」、第3章「看護はどのように定義され重症児者看護はどこまで研究されてきたか」、第5章「重症児者看護を継続してきた看護師へのインタビュー調査」、第5章「第一世代の看護師が長年重症児者施設で働くということ」、第6章「第二世代の看護師が重症児者施設で働くということ」、第7章「くらしの場を職場として選択した新人看護師たち（第三世代）」、終章。

重症心身障害児者（重症児者）施設で働いてきた看護師がどのようにそこでの仕事を捉え、仕事を続けることができているかを探ることが目指された。そのために、重症児者施設に1年から41年間勤務した看護師16名へのインタビュー調査を行い、語りを帰納的にカテゴリー化した。その結果11の要素が抽出された。「職場選択の経緯と理由」「社会／法の変遷」「組織体制／職場文化との関係」「重症児者との関係」「親との関係」「他職種との関係」「看護師同士の関係」「看護実践」「倫理的ジレンマ」「自己肯定感」「使命感」である。また、その要素を、重症児者施設の歴史と法の変遷を併せて分析することで、16名は3つの世代に区分された。第一世代に属する看護師は、重症児者施設が開設されてまもなく入所者全員が小児であった時期に、保育士らと一緒に試行錯誤で看護を築き上げてきた看護師たちである。第二世代に属する看護師は、入所者の年齢が成人に達するようになり、障害の程度も重度化した1980年代から2005年に就職した看護師たちである。第三世代に属

する看護師は、入所者が高齢化し障害はより重度になるとともに、診療報酬の改定により看護師数が多くなっていく時期に就職した看護師たちである。

さらに分析を深めると2点が明らかになった。1点目は、看護師の重症児者施設選択の決め手は重症児者との接点だということである。2点目は、重症児者施設で勤務する看護師の就労継続の決め手となるものは、キャリアのある時点で福祉職と協働する〈くらしの中の看護の再定義〉が起きることである。各世代の看護師の語りを読み解くと、重症児者施設で働いてきた看護師の〈くらしの中の看護の再定義〉には次のような特徴があるとわかった。第一世代の看護師は、「みんなで一緒に」療育を創ってきた時代において、職種による境界のない援助が楽しく「これでよい」と感じている。その看護は、従来の「医師の補助を中心した看護」ではなく、重症児者のくらしの中で展開される看護である。それは、医学モデルから独立しようとして提唱された看護理論で定義されているところの看護の本質そのものであった。重度化し成人期の入所者が増えてきた時期の第二世代の看護師には、入所者の日常を支える前の世代のロールモデルが存在し、一般病院でない場で働き続けることを「看護は生活の支援」と捉えることで意味づけていた。第三世代の看護師になると、施設の中での医療が拡大し、また多くは新人として働き始め職場環境への適応が困難なことから自己肯定感が低下しがちだった。しかし、だからこそ、自らの仕事の意味を探し自らを位置づけようとする中で、先輩看護師や異職種の同輩・上司の支えによって「看護の再定義」が起きることが確認された。

<論文審査の結果の要旨>

看護師（だけ）に認められている行為を行なう場面は、確かに各世代の看護師たちにおいて自らの出番であると捉えられており、その仕事の甲斐のある部分となっている。生活の場の拡大を求めようとする福祉職の人に比べると、生命の維持の方に重きを置き、そのことで二つに大別される職種の間には葛藤が生ずることがあることも記述される。ただ、その上で、結局はその差異によって自らを規定するのではこの仕事は続けられない。このことが本論文で説得的に示される。

例えば筆者が第三世代と呼ぶ人たちについて。重症児者施設で看護師・医療職が固有にできる（認められている）ことはある。入所者が重度化していったそうした技術の行使の場面は多くはなっている。それでもその生活の大きな部分は介護と呼ばれる仕事によって支えられている。近年の看護職の増員で数は多くなったが、その多数は新人であるということもある。施設で長く入所者に関わってきている福祉職の人に比べ、自分はなんだろう、と思う。学校で習ってきた最新の技術が発揮できるわけでもなく、そんな設備があるわけでもない。それで辞める人も多い。しかし続ける人もいる。その人たちは、狭義の医療技術の行使を補助する仕事でなく、毎日続く生活をただ支えることが自分の仕事だと思えた時に仕事を続けられる。しかしそれが結局看護の「本義」ではないか。本論文では「再定義」という言葉が使われるが、それは看護の「最初にあるもの」「もとのもとにあるもの」

に戻っていくことだ。、そのことを入所者から受け取ることによって、自らの仕事から感じることによって、そして同じ職種や異なる職種の人の働き具合にふれることによって、その施設での看護師の仕事が見つかり、続けられる。重症児者施設での生活やそこでの労働についての研究は少なく、看護師に関わる研究はさらに少ない。本論文はそうした中で希少な研究成果であるというだけでない。本論文は、インタビューで得られた多くの言葉を引用・紹介して、その感情の機微と感情が位置するその構造を明らかにしている。論文審査・口頭試問、公聴会での結果を踏まえ、重要で意義ある研究がなされたこと、博士論文として十分な達成であることについての審査委員の評価は一致した。

その仕事ぶり、仕事の位置、仕事の意味づけには変化もあり、変わらないものもある。そしてこれらに関わって、この重症児施設というものが有している歴史的・制度的な位置づけがある。本論文は前半でその施設の成り立ち、経緯を明らかにし、さらにそこで明らかになったことと、看護・看護師のあり方の関係を示している。そもそも医療の割合が少ないこの種の施設が医療施設として始まったのは、その方が予算を多く獲得できるからだ。さらに近年、第三世代の新人看護師が多く採用されるのも、配置される看護師の数が増えその数に応じた予算措置が講じられるようになったからである。そうした成立や変化の機制によって看護と看護師はそこに大きく位置づいてはいるのだが、しかし生活と仕事の実質においては自らはさほどのことをしていないとも思ってしまう。そこにこの施設に働く看護師の悩みも、思い直しも発している。施設と制度に関わる歴史を記述した第1章・第2章とのその後の部分の接続について口頭試問において質疑があったが、筆者はそれに応え、制度、制度の変化と看護・看護師の「再定義」との連関を説得的に示した。複雑な歴史的経緯をもち、現在も医療の制度と福祉の制度が重なりあっている、この国に独自にある重症児者施設の歴史分析・構造分析の意味を本論文は示すとともに、本論文自体がその端緒を開いた。審査委員会はこの点も高く評価した。

<試験または学力確認の結果の要旨>

本論文の審査に関し、2017年6月8日(木)14:00~15:30に創思館302教室で口頭試問、7月24日(月)15:40~16:40に創思館カンファレンスルームで公聴会を開催した。各審査委員および公聴会参加者より質問がなされたが、いずれの質問に対しても、申請者の回答は適切なものであった。申請者は本学学位規程第18条第1項該当者である。先端総合学術研究科は、申請者に査読付き学術雑誌掲載論文相当の公刊された論文が3本以上あることを学位請求論文の受理条件としている。受理審査委員会の審査により本論文はその条件を満たすことが確認された。

独創性・先駆性を有する本論文は、既存の議論を咀嚼しまた広汎な知識に裏打ちされており、博士論文の水準に十分に達している。口頭試問と公聴会での報告および質疑に対する応答からも、博士学位にふさわしい学力を備えていることが確認された。

以上、本審査委員会は、本学位申請者に対し、本学学位規程第18条第1項により、「博

士（学術 立命館大学）」の学位を授与することが適当と判断した。